

ごみの出し方について

ごみの分別について、町民の皆様には大変お世話になっております。
ごみとして排出する際に、お問い合わせの多いものは次のとおりですので、参考にして下さい。

テレビ・エアコン・洗濯機

テレビ(ブラウン管方式のみ)・エアコン・洗濯機は、販売店や電気店に処理を依頼してください。処理を依頼できない場合は、印鑑をご持参の上、リサイクルプラザ(68-4071)に排出してください。

どちらの場合も、リサイクル料金がかかります。また、現在、テレビはブラウン管方式のみがリサイクルの対象となっています。液晶方式・プラズマ方式等は不燃ゴミとして出してください。

冷蔵庫

冷蔵庫は、リサイクルプラザでは処理ができませんので、販売店か電気店に処理を依頼してください。冷蔵庫もリサイクル料金がかかります。

パソコン

パソコンは、リサイクルプラザや販売店等では処理ができないため、各メーカーに処理を依頼してください。その際、パソコンもリサイクル料金がかかりますが、『PCリサイクルマーク』が付いている比較的新しいものについては、無料で処理ができます。『PCリサイクルマーク』が付いていないものは、リサイクル料金が必要になりますので、具体的な金額は各メーカーにお問い合わせください。

自作のパソコンや、回収するメーカーがない場合は、パソコン3Rセンター(03-5282-7685)が処理を行いますので、パソコン3Rセンターまでお問い合わせください。

ビデオテープ・カセットテープ

ビデオテープやカセットテープは、ケース裏のネジなどを外し、磁気テープ部分は可燃ゴミとして、ケースやネジなどは不燃ゴミとして出してください。また、4月からは分別していない物でもリサイクルプラザに直接搬入ができますので、印鑑をご持参の上、ご利用ください。

缶・ビン

缶・ビンは、基本的には資源ゴミですが、どうしても汚れ・サビが取れないもの、破損しているものは不燃ゴミとして出してください。

また、ビンの口にプラスチック製のキャップが付いているもの(味ぼんのビンなど)で、手ではどうしても取れないものは、無理に取らず、そのまま出されてもかまいません。ラベル(シール)についても、必ずすべて剥ぐ必要はありません。多少ラベルが残っている場合でも収集します。

ふとん・毛布・カーペット

ふとん・毛布は、小さく折りたたみ、丸めてひもでしばって可燃ゴミとして出してください。カーペットは、50cm幅に切り、ひもでしばって可燃ゴミとして出してください。

電気カーペットや電気毛布などについては、温度調節部分やコードなどは不燃ゴミとして出してください。

ベッドマット・ソファ

ベッドマットやソファなどは、可燃部分(布・スポンジなど)と不燃部分(スプリングなど)に分別し、それぞれ可燃ゴミ・不燃ゴミとして出してください。

【問い合わせ先】 住民生活課 生活環境室 ☎68-3115

H19年度 心配ごと・人権・行政相談 年間計画表

相談内容	心配ごと・人権相談			困りごと・行政相談	人権・行政相談			
会場	町立岸本公民館			町立岸本公民館	溝口公民館			
時間	午後1時～3時			午後1時～3時	午前10時～12時			
4月	日	10日(火)			17日(火)	25日(水)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
5月	日	8日(火)			15日(火)	25日(金)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
6月	日	1日(金)			19日(火)	25日(月)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
7月	日	10日(火)			17日(火)	25日(水)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
8月	日	14日(火)			21日(火)	27日(月)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
9月	日	11日(火)			18日(火)	25日(火)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
10月	日	9日(火)			16日(火)	25日(木)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
11月	日	13日(火)			20日(火)	26日(月)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
12月	日	4日(火)			18日(火)	25日(火)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
1月	日	8日(火)			15日(火)	25日(金)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
2月	日	12日(火)			19日(火)	25日(月)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本
3月	日	11日(火)			18日(火)	25日(火)		
	相談員	仲倉	妹尾	山口	見世	生田	野口	松本

6月1日は人権擁護委員の日に関連した相談日です。
10月は秋の行政相談週間に合わせた相談日が別に設けられます。
12月4日～10日は人権週間です。

相談員・相談日は変更になる場合があります。
家庭のことから国の仕事まで、専門知識をもった相談員が相談をうけます。
相談は無料で秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 教育委員会事務局人権政策室 ☎62-0713